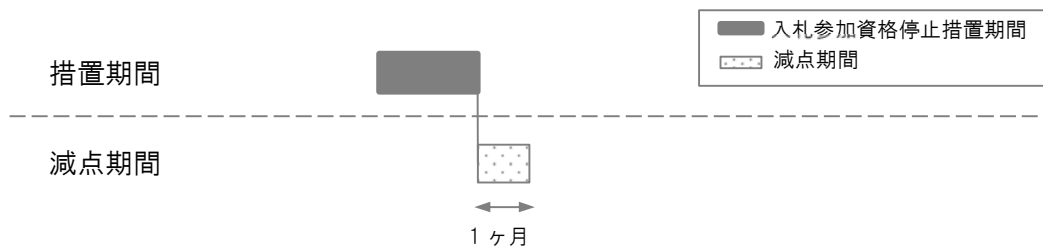


## [参考] 減点期間の基本的な考え方

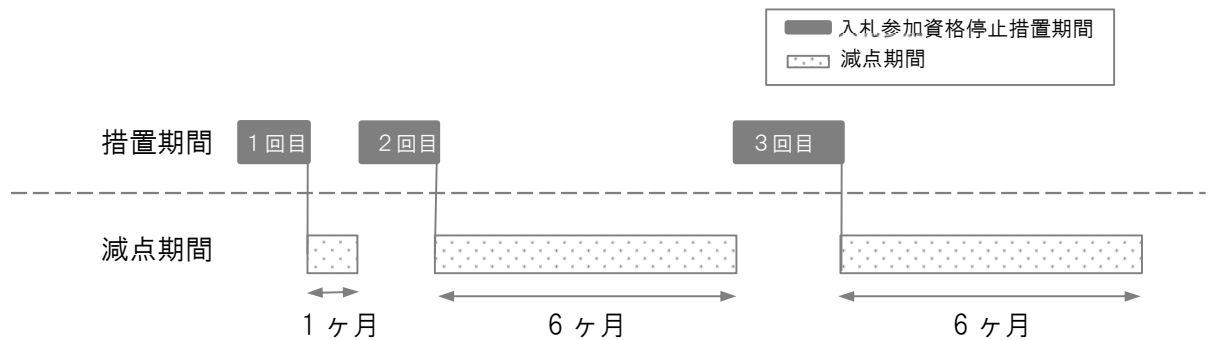
(技術評価項目「入札参加資格停止措置に関すること」)

1) 「NEXCO 西日本が講じた入札参加資格停止措置期間満了の翌日から1ヶ月間」の考え方  
表一1の措置理由のいずれかにより、NEXCO 西日本が講じた次の①～②に該当する入札参加資格停止措置(以下「措置」という。)期間満了の翌日から1ヶ月間を減点期間とする。

- ① NEXCO 西日本の発注工事に起因した措置
- ② 上記以外のその他の事由に起因した措置



2) 「NEXCO 西日本発注の同一工事に起因して(注1) NEXCO 西日本が講じた2回目以降の措置期間満了の翌日から6ヶ月間」の考え方



注1 「同一工事に起因して NEXCO 西日本が講じた2回目以降の措置」とは  
NEXCO 西日本が発注した同一工事に起因して、表一1に示す措置理由のいずれかにより  
NEXCO 西日本が講じた2回目以降の措置をいう。

なお、NEXCO 西日本以外の者が発注した工事に起因して、表一1に示す措置理由のいずれかにより NEXCO 西日本が講じた2回目以降の措置に対しては NEXCO 西日本が講じた措置期間満了の翌日から1ヶ月間を減点期間とする。

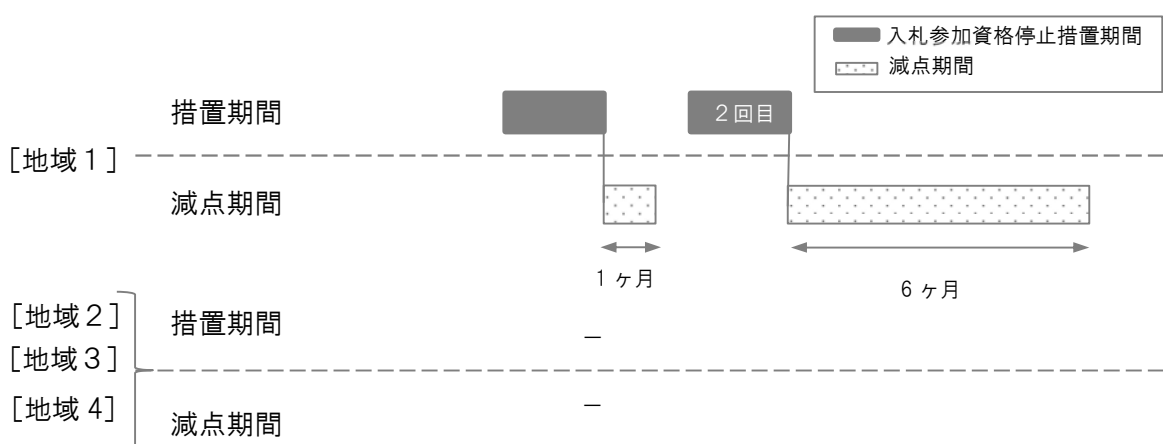
表一 1 措置理由（「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」抜粋）

1 虚偽記載	7 独占禁止法違反行為
2 過失による粗雑工事等	8 競売入札妨害又は談合
3 契約違反	9 重大な独占禁止法違反行為等
4 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	10 建設業法違反行為
5 安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故	11 不正又は不誠実な行為
6 贈賄	

3) 入札参加資格停止措置対象地域（注2）における減点の考え方

（例1）措置対象地域が〔地域1〕の場合

措置をした地域〔地域1〕における発注工事のみ一定期間減点対象



注2 措置対象地域は次表のとおり（入札参加資格停止等事務処理要領「別表第3」抜粋）

地域区分

地域	都道府県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかると部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかると部分を除く。

※5 地域4にかかると部分を除く。

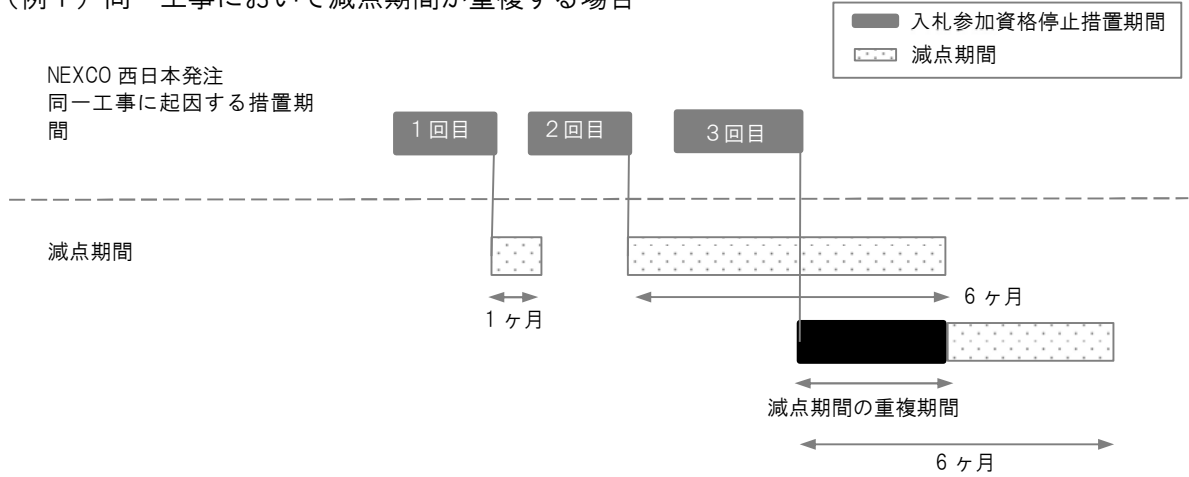
※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

4) 減点期間が重複する場合の考え方

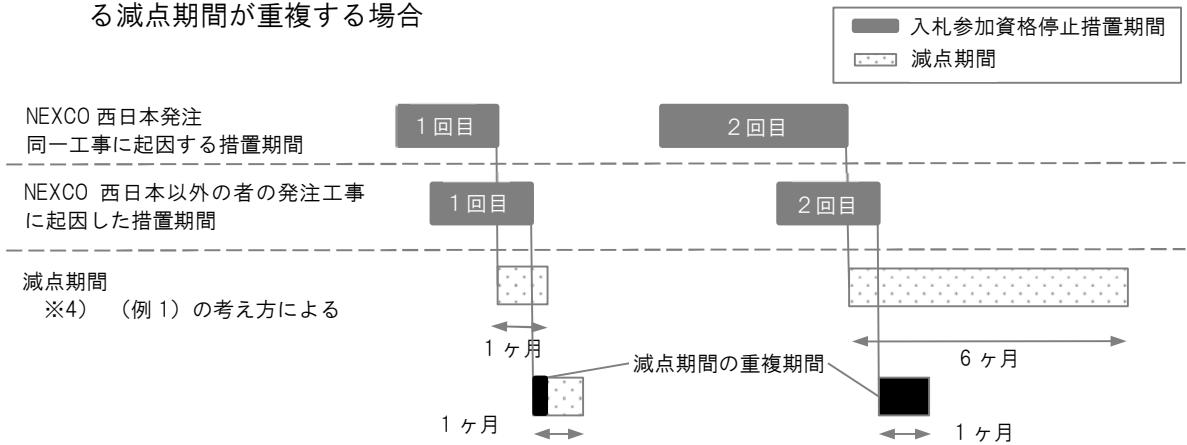
減点期間が重複する場合、減点の加算は行わない。(例: ▲0.5+▲0.5)

また、減点期間の延長も行わない。

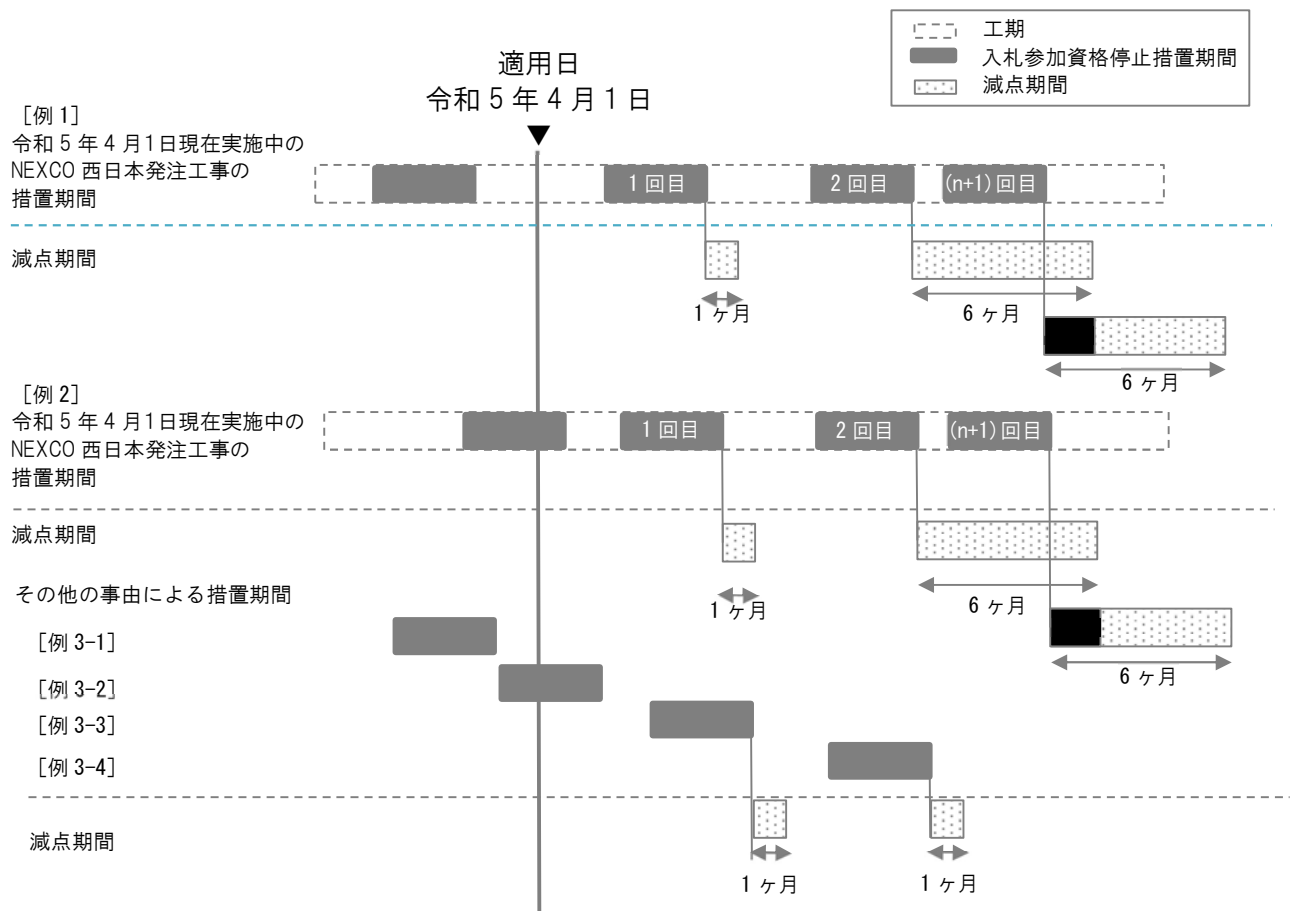
(例1) 同一工事において減点期間が重複する場合



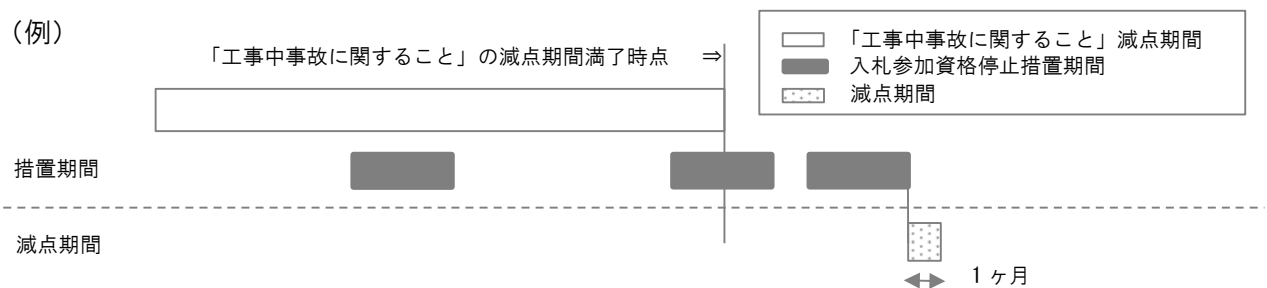
(例2) NEXCO 西日本発注工事と NEXCO 西日本以外の者の発注工事に起因した措置に対する減点期間が重複する場合



5) 令和5年3月31日までに NEXCO 西日本が講じた措置は減点の対象としない。



6) 技術評価項目「工事中事故に関すること」において、社会的影響のある工事中事故等により、減点の対象となる場合は、「入札参加資格停止措置に関すること」の減点対象とはしない。



7) 特定建設工事共同企業体 (JV) で申請する場合の取扱い

JV のいずれかの構成員が減点期間中の場合は減点の対象とする。なお、JV の複数の構成員が減点期間中の場合であっても減点の加算は行わない。

8) 合併、会社分割、事業譲渡後に申請する場合の取扱い

- ①合併後の者は、合併前に講じられた措置に伴う減点期間を受け継ぐ。
- ②会社分割により減点に係る業務を受け継いだ者は、会社分割前に講じられた措置に伴う減点期間を受け継ぐ。ただし、その他の事由により分割前に講じられた措置を受け継いだ者を特定できない場合は、分割渡会社及び分割受会社ともに当該減点期間を受け継ぐ。
- ③事業譲渡により減点に係る業務を受け継いだ者は、事業譲渡前に講じられた措置に伴う減点期間を受け継ぐ。ただし、その他の事由により事業譲渡前に講じられた措置を受け継いだ者を特定できない場合は、譲渡会社及び譲受会社ともに当該減点期間を受け継ぐ。

➤ お問い合わせ先

西日本高速道路株式会社 建設事業部 技術管理課

Tel : 06-6344-4000 (代表)

※ お問い合わせ時間：土曜・日曜・祝日、年末年始を除く 10時～12時、13時～16時

以 上